

平成23年4月
がん対策推進協議会

がん患者に対する支援や情報提供の今後のあり方等について（案）

（はじめに）

がん対策基本法にあるとおり、がん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるよう、がん医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、がん患者及びその家族に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずることが重要である。

これまで、厚生労働省においては、がん診療連携拠点病院に対し、研修を修了した相談員を配置した相談支援センターの設置を義務づけ、全国のがん患者への相談支援・情報提供の体制整備を行ってきた。また、国立がん研究センターにおいては、全国の相談支援センターの相談員の養成や、がんに関する情報を掲載したパンフレットの作成及び拠点病院における診療実績の公開等を行ってきた。さらに、平成22年9月には、「国立がん研究センター患者必携サポートセンター」を開設し、全国のがん患者やその家族からの電話相談に応じている。さらに、がん患者及び患者団体等は、行政機関や医療従事者と協力しつつ、がん患者相談等に対して主体的な取組が行われてきた。

がん患者に対する支援や情報提供の更なる推進に資するため、当協議会で集中審議を行い、今後のあり方等について、以下のとおりの結果を取りまとめた。この取りまとめを土台として、がん対策推進基本計画の変更について検討を行う。

（患者・家族への支援体制について）

- ・ がん患者及びその家族への相談支援については、これまで、がん診療連携拠点病院に設置された相談支援センターにおいて

行われてきたところ。これに加え、平成23年度予算においては、都道府県に地域統括相談支援センターを設置し、患者及びその家族等のがんに関する相談について、心理、医療や生活・介護等様々な分野に関する相談をワンストップで提供する体制を支援。

- ・がん診療連携拠点病院に設置された相談支援センターは、がん患者・家族にとって非常に重要な機能を有する。今後、相談支援センターの更なる質の向上を目指し、地域や各病院の実情に応じた、各相談支援センターの自律的・主体的な取組を促す体制整備が必要である。
- ・また、相談支援センターにおいて、習熟した相談員の定着を含め、より質の高い相談支援が行われるためのインセンティブを付する方向で検討する。
- ・さらに、今後、がん患者及びその家族等にとってわかりやすいように、がん診療連携拠点病院の機能や相談支援センターの場所がわかる掲示や、相談できる内容を院内やホームページ等にわかりやすく表示することを、拠点病院の指定の要件とする。
- ・また、ピアサポートを更に推進するため、がん患者及びその家族等が心の悩みや体験等を語り合うための場を設けることを、拠点病院の指定の要件とする。
- ・国立がん研究センター等においては、各拠点病院等における相談支援センターのタイプ別モデルの提示等、全国の相談支援センターに対する模範モデルを提示することが期待される。
- ・これまでの相談支援センターは、基本的に拠点病院に設置されるものについて補助を行ってきたが、平成23年度新規に予算が計上された地域統括相談支援センターについては、病院外にも設置される相談支援センターとして意義があり、着実に進める必要がある。
- ・さらに、相談支援センター や 地域統括相談支援センターのみならず、医療現場においても、医療の提供のみならず、可能な限

り、患者の立場に立って、有用な情報の提供及び相談支援を行うことが望まれる。

- ・ 相談支援以外の支援内容については、1) 経済支援、2) 就労支援、3) 子育て・介護支援が挙げられる。
- ・ 1) 経済支援については、長期にわたって継続して治療を受けるがん患者について、高額療養費制度における負担上限額を所得に応じて軽減するとともに、社会福祉協議会における療養貸付期間の延長がなされるよう、がん対策推進協議会として努力する。
- ・ 2) 就労支援については、がん患者が治療に伴い、退職や転職を余儀なくされ、生活や就労環境に支障をきたす場合が多い。がん患者及び経験者の就労・復職支援に資するよう、短時間勤務制度の拡大や休職規定の充実等について、検討を行う。
- ・ 3) 子育て・介護支援については、がん患者の家庭内に子どもや要介護高齢者等がいる場合、患者自身が治療や療養に専念できないことや、家族が、患者の世話と育児や高齢者の介護等の両方を行わなければいけないため疲弊すること等が起こる。治療療養中の育児・介護を支援するため、保育所、介護施設への乳幼児、高齢者の入所や一時預かりの柔軟な対応や、ボランティア等で運営する子ども一時預かり施設の設置等について、検討を行う。
- ・ このほか、「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんと向き合い、がんに負うことのない社会」を推進するため、キャンサー・サバイバーズデーの普及等患者団体の取組支援等を検討する。

(情報提供体制について)

- ・ 国立がん研究センターにおいて、がん患者にとって必要な情報を取りまとめた「患者必携」の作成及びがん診療連携拠点病院における診療実績の公開等を行っており、さらに、平成22年9月には、「国立がん研究センター患者必携サポートセンター」を開設し、全国のがん患者やその家族からの電話相談に応じているところ。

- ・ 科学的根拠が明らかでない治療に関する情報がインターネット等で氾濫している状況において、如何に患者・家族に正しい情報を提供するか、具体的な方法を検討する。
- ・ 未承認薬・臨床試験等に関する情報は、現在、国立がん研究センターにおいて取りまとめられ、主に医療者向けに発信されているが、今後さらに網羅的な情報を、患者向けに発信することが期待される。
- ・ がん治療等の情報について、特に患者のニーズの高い施設別治療成績等の情報の提供体制を、より一層充実することが求められる。
- ・ このほか、学校におけるがん教育の推進も重要である。

なお、がん患者に対する支援や情報提供に係る施策の評価や財政支援についても、喫緊の課題である。

さらに、国民が、がんをより身近なものとしてとらえるとともに、がん患者となつた場合でも適切に対処することができるよう、国民全体へのがんに関する情報提供が必要であり、がんの予防を含めたがん教育を進めることについて検討する。

○ビジョン

がん患者・家族の悩みをできるだけ発生させない、発生した悩みをできるだけ解決する、よりよい医療・ケアが納得して受けられるようにする——といったゴールを目指すビジョンがよく感じられません。本当に、問題を解決しようとしているのでしょうか。それとも、これまでの延長線上で何かをやっていればいいというスタンスなのでしょうか。もっと、「問題を発生させない」「発生した問題を実際に解決する」ということを強く意識させた方がいいと思います。

○医療サービス本来の説明の質の水準

本来、その患者さんの治療・ケアにあたる医療従事者によるチーム医療の中において、十分な情報提供や相談支援が行われるべきだと思います。その点において、目指していく水準を示しておくべきだと思います。そこを抜きにして、現状ではある意味ではチームの外にあるような相談支援センターを多少強化しても限界があります。ピアサポートは欠かせない重要な側面ですが、ピアサポートは医療従事者の不備をカバーするのが本旨ではなく、本来的にピアサポートならではの機能を主とすべきと思います。

現在の案でも、医療現場においても情報提供が必要と言及されていますが、これだけでは、医療提供者による十分な説明や、医療機関ネットワークによる十分なカバーリング体制が担保されそうにありません。医療従事者の育成や、医療機関の整備の章で、このあたりは十分に記述されたり、相談支援・情報提供の章との連結がなされるのでしょうか。

○複数の相談機能の協働の仕組み

国立がん研究センター、包括相談支援センター、相談支援センター、ピアサポート、患者支援団体・患者団体などによる相談支援など、多様な支援提供の仕組みが育ってきています。利用者にとっては、必ずそれを知ってアクセスできること、ワンストップで解決できること、もしくは適切なところにトリアージュされること——などが「実現されること」が大切と思います。その辺りについても、もっと方向を示してあれば、なおいいと思います。

○グリーフケア

グリーフケアについては、徐々にその重要性を耳にすることが増えてきました。また、個人的にそのテーマの必要性を強く訴えておられる方もいらっしゃいます。がん協議会の場でも、指摘はあったと思います。きっちり議論して盛り込んだ方がよかったです。案には、ことばがひとつも入っていませんか。

○作成プロセスなど

やはりこの案の作成プロセスはまだ不明瞭なところが残ると感じました。この領域について、それなりのデータやエビデンスやオピニオンやロジックがあるはずなのですが、それが案の文章からあんまり見えてきません。構成も論理もあいまいにしてあるところがあって、その意味するところをみんなが同じように理解できるのか不透明なところもあり、今後実施に向けて共通認識が得られるのか不安です。

